

## 平成27年6月長浜市教育委員会定例会 会議録

### I. 開催事項

#### 1. 開催日時

平成27年6月25日（木） 午後1時30分～午後3時53分

#### 2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所東館5階）

#### 3. 出席委員

教育長	北川貢造
委員（教育長職務代理者）	井関真弓
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	七里源正
委員	西前智子

#### 4. 欠席委員

なし

#### 5. 出席事務局職員

教育部長	嶋田孝次
理事兼教育改革推進室長事務取扱	板山英信
教育総務課長兼文化財保護センター所長	内藤正晴
教育指導課長	飯田一蔵
すこやか教育推進課長	中川京之
理事兼幼児課長事務取扱	北居文範
生涯学習課長	酒井猛文
文化スポーツ課副参事	森宏志
図書館運営室長兼長浜図書館長	川瀬修
教育センター所長	北川清治
学校給食室長	金森和善
歴史文化推進室副参事	秀平文忠
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	大石文哉

6. 傍聴者  
なし

## II. 会議次第

1. 開 会  
2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

5月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 協議・報告事項

(1) 平成27年度長浜市教育委員会事務評価委員の委嘱について

(2) 平成27年長浜市議会第2回定例会質問答弁について

日程第5 その他

3. 閉 会

## III. 議事の概要

1. 開 会

教育長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

七里源正委員、西前智子委員

3. 会議録の承認

5月定例会

特に指摘事項はなく、5月定例会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

北川教育長：1つ目は市議会についてです。本年第2回定例会の審議が終わり、明日が最終日です。教育委員会関連の案件につきましては、皆様に答弁書を事前にお送りしていますので、後ほど議論をお願いいたします。

2つ目に学校訪問の件です。27小学校、13中学校の学校訪問が5月8日に始まり、6月22日に無事終了することができました。この時期の学校訪問は、今春の人事の定着状況及び新しい体制のもとで校長がどのような学校経営を進めていこうとしているかの確認が目的です。今年度から、ほとんどの学校に新規採用者を配属しました。従前とは異なり、比較的小さな学校にも新任の先生に入らせていただいておりますが、学校が非常に活性化したと感じました。また、新

規の管理職につきましても、今年度は、赴任前の3月末から5月の初めの間に2回の新任管理職研修を持っており、高い意識で勤務されているという印象でした。

学校経営につきましては順調にスタートしていますが、私が授業を見ておりました、授業のレベルアップが必要ではないかと痛感しました。授業の基礎基本、つまり板書、立ち位置、発問、生徒の質問や答弁への対応等をポイントに見ましたが、小学校では、黒板の字を改善すべき教員がかなりいるように見受けられました。また、中学校では、もう少し教材研究に力を入れる必要があるのではないかと思いました。一方で、大変力量の高い教員もおります。学校現場におけるすぐれた教員の指導力に学び、その教員を中心に管理職が学校現場で研修を組んで、自己研鑽する体制を整えることによって、授業力がアップするのではないかと考えます。

学校としての教科指導の重点を一元化することも課題で、全ての教員で子どもたちのノート指導に徹している学校が複数あり、小学校1年生から6年生まで、子どもたちが実に見事なノートを作っています。また、国語力アップのために様々な方法を考えて実践している学校もありました。ここも非常にレベルの高い授業をしていると思いました。力のある教員に学ぶということを管理職が意識的に若い教員に励行している学校では、着々とその力をつけていると感じました。そういう意味で、学校としての教科指導の重点一元化が重要と考えます。

3つ目は長浜市教育振興基本計画策定委員会のことです。5月29日に第1回会議を開催いたしました。詳細はお手元の会議録をご覧いただきたいと思いますが、第1回会議では、現在の教育振興基本計画の進捗状況、到達状況、課題等について担当から説明し、策定委員の皆様からご質問、ご意見をいただき、予定していた時間を超えて大変熱心な議論が交わされました。順調にスタートできたと思っています。第2回会議は7月上旬に予定をしています。

4つ目に長浜の未来の学校づくり検討会議です。適正配置、小中一貫校にかかわる専門家会議ですが、6月9日に第4回の会議を虎姫公民館で行いました。今回は、京都市の小中一貫校2校の視察について、その総括を中心に行いました。出席いただいた皆様からは、視察は大変勉強になった、今後のイメージができたのご意見をいただき、積極的にこの方向で検討していくという姿勢で意見交換をされておりました。こちらも順調に来ていると思えます。次回は7月に行いますが、西浅井地区、余呉地区、虎姫地区に委員を分け、関係する全ての小中学校の校長がそこに入り、それぞれの地域での小中一貫校はどうしていくのかという方向で会議を進めていきたいと思っています。以上、教育長からの報告です。

七里委員：2番目の学校訪問の件について、一番関心を持っている。最近はいろいろな社会的な事件や、もっと大きな制度上の問題が出てきているが、やはり授

業のレベルアップや重点の一元化は大切なことで、先生方は大変忙しい中で、いろいろなことをやっていたいて思う。しかし、いわゆるワーク・ライフ・バランスとの兼ね合いで非常に難しい問題だと思うが、学校現場の組織をリードする立場の方はもちろん、マイスター教員のように力のある教員や情熱を持って取り組んでいる若い先生が存分に力を発揮できる組織を作ることが重要だと思う。

もう1つ、重点一元化の課題として挙げられたノート指導について、義務教育では非常に大事なことだと思う。外国の例だと、ノートをとらず、じっと授業を聞いて集中するというのを重要視するところもあるが、義務教育の期間はしっかりノートをとって、なおかつ授業に集中することが大事だと思う。小学校では黒板の字を改善すべき教員がいるとのことだが、特に小学生の間は、板書がきれいに書いてあると子どもにとって理解しやすく集中できるので、非常に大事なことだと思う。また、中学校では情熱を持った先生はしっかりと教材を研究していると思う。学校訪問の感想を教育長に報告していただき、非常に参考になった。

## 5. 協議・報告事項

(1) 平成27年度長浜市教育委員会事務評価委員の委嘱について  
教育総務課長より資料に基づき説明があった。

(2) 平成27年長浜市議会第2回定例会質問答弁について  
主な質疑応答は以下のとおり。

西橋委員：私も教育委員会事務局にいたことがあるので、議会答弁書の作成には非常に神経を使ったことを覚えている。議員から質問があると、担当が原案を作り、当時で言えば課長補佐、課長、教育長、最後は市長の決裁を得るという順番で議案書を作ったが、今もそのように作っているのか。

教育総務課長：議会から質問が示されましたら、各担当課で作成した答弁内容を教育委員会事務局内部で教育長を交えて調整し、その後市長との答弁調整を行って、内容を決定しています。

西橋委員：中畠議員の質問で、高齢者やしょうがいのある方々に対して公共施設の使用料の負担軽減がなぜ図られていないのかという質問があるが、この答弁に対して再問はあったのか。

文化スポーツ課副参事：再問がありました。中畠議員からは、他市ではしょうがいのある方がスポーツをされる時に、使用料の割引制度を設けているところもあることを踏まえての質問でしたので、ゴールドプランやしょうがいのある方のプラン等、福祉の施策にも関わりますので、福祉部局も交えて検討させていただきたいと再答弁しました。

西橋委員：「スポーツ施設を利用してスポーツを楽しんでいただくという観点から、

高齢者もしょうがいのある方も健常者も、施設を利用するという点においては同じであるというノーマライゼーションの考え方も踏まえながら、一定の料金に設定させていただいています」と答弁されているが、ノーマライゼーションという言葉は、このような使い方をしていいのか。いろいろな負担軽減の施策を通して、健常者としょうがいのある方が一緒の場でいろいろなことができるという考え方だと思うが、ここで言う「ノーマライゼーションの考え方を踏まえながら料金を同じにする」というのは、理解に苦しむ。

文化スポーツ課副参事：ノーマライゼーションという言葉は、今、西橋委員がおっしゃった意味もありますが、こちらで考えさせていただいた中では、しょうがいのある方も同じように使っていただくように、施設の段差をなくしたり、使いやすくしたりして施設整備をさせていただいており、その中でスポーツをすることにつきましては、健常者の方もしょうがいのある方も、同じようなところで考えていきたいと思い、このような答弁をさせていただきました。

西橋委員：この質問者は、公共施設の使用料の負担軽減がなぜ図られないのかという理由を聞いている。なぜ図られないのかという答えとして、ノーマライゼーションの考え方に基づいて負担軽減ができないという回答に読める。認識違いではないかと思うが、どうか。

北川教育長：私も西橋委員と同じような思いをしております、ノーマライゼーションという言葉を使うならば、しょうがいのある皆様が使いやすくするために違う料金を設定していくという形にならないと、考え方そのものを否定することになりかねないなという思いがしました。この件については、担当で部長とも相談して確認してください。

文化スポーツ課副参事：こちらとしては、西橋委員がおっしゃられた部分との違いとして、理念的な部分を答弁書に書かせていただいたところがありますので、持ち帰って確認させていただきます。

川口委員：答弁の様子は録画しながら見させていただいたが、「長浜北高校の来春開校について」に対する教育長の答弁の中で、新校のパンフレットでうたわれる高校像を一昔前の高校像であるとおっしゃっていたと思う。その辺の思いを聞かせていただきたい。

北川教育長：県の監理官と、長浜統合新校の開設準備室長である長浜北高校の校長の二人が6月11日に尋ねてこられ、間もなく県内全ての中学3年生にパンフレットで新校の紹介をすとおっしゃいました。パンフレットは6ページのもので、1～2ページが教育課程と教育指導の内容、3～4ページが学校行事、もう1ページが部活動を中心に書かれていましたが、その内容は、率直に言って一昔、二昔前の取組みであると申しあげました。それは何かといいますと、県教委と事務室を担当している高校の教員だけで新しい高校づくりを進めてきた点です。文科省も言うように、地域と一体になった学校づくりが非常に大事で、そのような形で新校は作るべきではないかということ認識の根底に持つ

ておりましたので、今度の湖北の新校は旧態依然たる形で新校づくりが進められ、その結果が各中学校に下ろされていると思われました。

新しい学校については、長浜市の教育委員会と市長が一緒になって「長浜の未来を拓く教育検討会議」を1年間開催し、川口委員を含め様々な分野の方から非常に多様な意見をいただきました。その内容を2度に亘って県教委に報告し、知事と教育長に提言しましたが、どうも反故にされているように思えます。  
川口委員：長浜市が検討委員会を作り、第1次提言及び第2次提言をしたにもかかわらず、県教委はその後何ら連絡もせずいきなりパンフレットを持って来られたということで、私も腹立たしい思いをしながら答弁を聞いていた。

ただ、パンフレットは来春入学を予定している子どもたちに既に配られているということで、教育長がおっしゃった、「一昔前の高校像」という言葉が一人歩きしてしまい、レッテルを張る形になってはどうかという思いもある。感情的なものについては当然同じものがあるわけだが、子どもたちにとって、教員や教育委員会はやはり公平、中立的な立場で進路指導すべきだと感じている。  
北川教育長：私も、長浜市の小中学校や就学前の教育の制度だけでなく、指導についても統括している立場にありますので、そのあたりにつきましては承知しておりますが、一方で、今回の湖北の高校再編については、今後の湖北の高校のあり方、すなわち、私たちがお預かりしている子どもたちの進学先として大変重視していることから様々な取組みをしまいたしたので、それに対する県教委や県の姿勢には課題があることを市民の皆様に明確にしておきたいという思いもありまして、少し厳しく答弁させていただきました。川口委員のご指摘は私も十分わかりますし、これから現場で進路指導するわけでありますから、適切に進めて参りたいと思います。

6月24日に河原教育長と教育次長が来浜されましたので、意見具申書を提出しました。新校のおよそ90%、270~280人は長浜市の子どもたちで、本市の中学3年生の約3割になります。湖北の高校教育の活性化に絶好のチャンスだと思い、意見具申をしました。

その中で、検討会議の議論を踏まえ、1日7時間、土曜授業3時間、完全6日制で、教科37単位の教育課程を提案しました。高等学校における道徳教育も必要だと文科省も言うており、新教科として、我が国の思想家や古典学習等々をしっかりと勉強するような科が必要だとも申しあげました。また、長浜の小中学校で実践している茶道、華道、座禅等を教育活動に位置づけることや、挨拶・礼儀・所作の徹底することに加え、長浜市の英語教育を踏まえ、英検2級、TOEIC600~650点にポイントを置いて指導するような特進クラスの設置も提起しました。

県の教育長に、今朝電話で私の思いを伝えたところ、議論していこうということになりました。6月29日に準備室長と参事がお見えになりますので、検討委員会の議論を踏まえた基本構想について、詳しく説明させていただく予定で

す。

川口委員：中学生の今の時期は大変親も子どもたちも、いろいろな情報を入れようとするし、いろいろな目で学校を見ようとする。そして、その上で進路決定に入っていくと思う。地域の新聞で、括弧書きで一昔前の学校像と書いてあったので、気になって質問した。

七里委員：今のお話で、教育長はまさに理想の高校の話をされたが、膨大な予算がかかるのが一番のネックだと思う。世界のトップレベルの人は、ものすごい教育費をかけて、ものすごく考えている。それに近い形の高校の理想像だった。

井関委員：子どもの携帯、スマートフォンの適切な使い方の啓発について鋒山議員が質問されている。PTAや中学生などを対象に様々な啓発の指導をされていると思うが、どちらかといえば、これはLINEなどによるいじめを予防するための啓発という側面が大きいのではないかと思う。昨年度の全国学力状況調査の児童質問や中学生の質問用紙に書いてあったが、1日に何時間も携帯やスマートフォンを使用している子どもたちが非常に多い。全国高校PTAによる調査でも、1日に平均6時間、携帯と関わっていると書かれていた。このことについて、私は、健康被害のことをもっと打ち出していくのも方法の1つであろうと思う。視力の低下やストレートネックなど、いろいろな健康への弊害が報告されているが、それをもっと前面に出して、いじめとあわせて啓発していただきたい。

長浜市教育振興基本計画策定委員会の会議録の中にも、スマートフォンを持っている小中学生が非常に多い、これをどのようにしていくかを検討していくことが必要だとおっしゃっている委員さんもおられ、また、中学校でのスマートフォンに関する指導の話が出ていましたが、若いお母さんたちのスマートフォンの使い方が非常に気になっている。先日、子育て支援広場でご指導いただいている先生から聞いたが、「自分が一番大好きなお母さんがスマートフォンにすごく熱中している。お母さんはすごくすばらしいものを持っているのだろう、私もやってみたいな」「自分の大好きなお母さんをスマートフォンにとられている。そのスマートフォンって憎らしいけど、何かちょっと見てみたい」という心理が働くようで、それがきっかけで子どもたちがスマートフォンをさわってみたりすることが問題だということを言われた。

スマートフォンに関しては、LINEのいじめももちろんだが、健康被害や、あるいはさらに大人になって、子育てという世代になっても悪い面が循環していつてしまうのではないかという懸念もあるので、今後も指導していただく必要があると思う。

教育指導課長：まず健康被害につきまして、今、井関委員がおっしゃったことに加えて、例えば寝る直前に光の刺激を浴びると睡眠が浅くなるという科学的な検証結果も出ていますし、スマートフォンについてはこれからいろいろな健康

被害のデータが出てくるものと思われます。こういったことを教育の現場でも子どもたちに知らせる努力をしていきたいと思っています。

また、子育て中の母親のスマートフォンへの関わり方ですが、子どもを抱き締めているときに子どもから目が離れてしまっているというのは、子育ての上では非常に悪い影響を及ぼすと思います。様々なところと協力しながら、その被害や悪影響を周知していく必要はあると思っています。その1つとして、子育て憲章などで保護者にも啓発をしていくという視点を持っていますので、形にしていきたいと思っています。

西前委員：同じくスマートフォンのことだが、先日、西中でも5月13日にSNSの講演会があり、その最後に講師の先生が、生徒会が動くことが大事だとおっしゃった。動いたことを新聞に大きく載せる、そうするとほかの学区の人たちもそれを読むのだと。西中の生徒にも、例えば夜9時以降はLINEをしても相手にはしてもらえないからやめておこうとか、そのようなルールを提案されました。親や先生に言われて聞くのではなく、子どもたちが自分で今スマートフォンのことで嫌な思いをしているという声を拾い上げて、生徒会が動き出すということが、生徒にも理解しやすく行動しやすいと思う。そのことをPTAも一緒に応援していきたいと思っているが、長浜の中学校の中で、既にそのような活動をされているところがあれば、参考までに教えていただきたい。

教育指導課長：西中学校の生徒会の取組みについては、初めて伺いました。いじめに関しても、生徒会が中心になって撲滅運動などをすることは非常に効果があるというデータが出ており、いじめに対する生徒会の取組みというのは、これはほとんど学校で行われているものと捉えています。

西橋委員：井関委員と西前委員が、学校で、またPTAで講演会なり講習会を開いて盛り上げていく、また、生徒会を中心に正しい使い方を啓発していくことをおっしゃられたが、もう一つ、学校や教育委員会が携帯やスマートフォンを小中学生が持つこと、持たないことについて、基本的にこう考えているということのアピールする必要があると思う。私が10年ほど前に新任校長として赴任したときに、授業中でも子どもの携帯が鳴ることがあって、携帯電話を学校へ持ってこないでほしいということを宣言し、全ての保護者から学校へは携帯を持ってこさせないという同意書もらった。ただ、当時不審者がよく出没していた時期でもあったので、ある保護者から、不審者が出た場合に備えて、子どもに携帯を持たせないと心配だという意見があった。そのような場合に限っては持ってきてもよいが、登校したら学校へ預けて下校時に返すとルールを定めた。果たして子どもがスマートフォンを学校へ持ってくる必要があるかどうかという基本的な考えを、学校は打ち出すべきだと思うし、委員会としても方針を出した上で、取り組んでいくことも大切ではないかと思う。

ただ、全国で50%の中学生がスマートフォンを持っていないと言われるが、生徒会で取り組むようになって、スマートフォンをどうしようかということ

を問題にすると、その話を聞くことでスマートフォンを持ちたくなる子もいて、そのあたりも非常に難しい問題だと思う。

県教委も、おそらく学校へは持ってこさせないよう指導をしていると思うが、全国的にスマートフォンなり携帯を学校へ持ってこさせないと指導している都道府県は数県しかないと思うが、そのような基本的な姿勢をアピールしていくのも、大人の意識を変えていく上で重要ではないかと感じている。

川口委員：確か、平成16年か17年ごろに、学校における生徒の携帯電話の使用は認めない、禁止するという県からの通知があったように記憶している。

板山理事：おっしゃるとおり、もともと文科省が各都道府県教委にその通知文を出しており、それを受ける形で、県教委から携帯電話は中学校の学校生活に必要とは考えていない、だから学校でもそう指導をしてくださいという通知がありました。今、西橋委員がおっしゃったことについて、ほぼ全ての中学校で、春先に保護者宛てにはっきりとした姿勢を今でも打ち出しています。また、方針の文言を携帯電話、スマートフォン等に切り替えている学校もございます。

ただ、携帯電話やスマートフォンが小学校中学年ぐらいには既に広がっています。私が一番懸念を感じるのは、様々な被害に遭うおそれがあることを認識して、子どもにブレーキをかけなければいけない保護者が買っており、使い方に対しても何の制約等をかけていないということです。生活上、必要な理由があるから持たせている保護者もいますが、これが高校生ぐらいになると、自転車に乗りながら端末を操作している状態です。私も2、3年前まで中学校の校長をしていましたが、講演会やPTAの総会でも端末を操作している母親がいて、卒業式や入学式の開式までに、電源をお切りくださいとか、マナーモードにしてくださいということを行わざるを得ない状況に陥っているのは、社会全体で考えていくべき問題だと思います。学校に委ねて何とかするというレベルではありません。学校でも、スマートフォンの弊害を小学校の中学年ぐらいからきちんと発達段階に応じて教えていくことは必要ですが、それと同時に保護者に訴えていくことが一番肝心だと私は思います。

そのために、今、西橋委員がおっしゃったように、もう1度、教育委員会や現場の校長会等とも相談しまして、小中学校の全保護者を対象にすることを想定して、方針を明確に打ち出す必要はあると思います。ただ、これは決して禁止するだけではいけないとも思いますので、また現場の校長先生のご意見等も十分聞きながら考えていきたいと思っています。

七里委員：いろいろな考えがあるだろうが、やはり通達にあるように、原則は禁止すべきだと私は思っている。ただ、学校以外で使い方を指導するにあたっては、今言われたように親の影響が大変大きいのが、方針としては出すべきだと思う。携帯電話やスマートフォンの一番の悪影響は、時間をとられること、それによって、自分で考える力がスマートフォンを使わない人と使っている人で格段に変わってくると思う。知識の習得も大切だが、生活に必要なのは考

える力だから、知恵を使って生活していけるような力を身につけていくことが教育の根本だと思っている。

北川教育長：教育委員会でも、基本方針として明確に教育長名の通知文を出したことはありません。しかし、やはり事は深刻な状況ですので、これについてはしっかりと問題点を精査しながら、教育委員会としての見解を明確にして、文科省や県教委の方針や各学校の取組みを基に考えたいと思います。

川口委員：しかし、基本的に県の通達、通知が出ている以上は、それにのっとって指導するということになると思う。私の場合は、県から出された通知をもとに、携帯やスマートフォンを持つことは禁止されているということを保護者に訴え続けてきた。学校説明会、ちょうど新生が入ってくる新生説明会の場で、携帯のいろいろな被害や事例を挙げながら、持たせる必要は中学校で一切ないということも訴えながら、保護者にいろいろな形でお話をさせていただいた。

いろいろな校長先生がそういう思いで工夫をされながら保護者には当然訴えておられると思うし、今後長浜市の方針として新たに打ち出されるのであれば、今までの方針は崩さずに、様々な事例をもとに幅広い方向性を持たせられたらよいと思った。

井関委員：同じく銚山議員の質問の中で、読書手帳のことが書かれてある。本年度の図書館コンピュータシステムの更新の中で、自分が読んだ本を記録できる機能の導入を検討していますと答弁されているが、これはどの図書館のことか。

図書館運営室長：図書館のシステム全体です。

井関委員：ということは、長浜市内の図書館で借りられた本の記録が個人の記録として図書館に残るということか。

図書館運営室長：そのあたりはシステムの提案になってきますが、自分が借りた本の書名や作者、出版社、ページ数などがシールに打ち出されて、それを手帳に貼り、思ったことを記入していくということで自分だけの履歴をつくっていくことを想定しています。子どもはもちろん、大人の方でも、自分の借りた本の履歴を残したいと言われる方は結構おられるので、そういった方にも利用していただきたいと思います。ただし、読んだ本の履歴は非常にプライベートなものですので、本を返却した時点で、図書館の貸し出し履歴は消去します。

井関委員：よく理解できた。現在、学校図書館に図書館司書が10名入っておられる。私がボランティアをさせていただいている学校にもおられるが、今までは図書館が閉まっていて入れなかった、昼休みにしか本を借りられなかったという子どもたちが、司書がいらっしゃるおかげで授業の中休みにも利用でき、クラス単位で借りられる。昼休みに机いっぱい本を広げて読んでいる子どもたちの姿を見て、本当に学校図書館が活性化してありがたいと思っている。

子どもが読んだ本を記録するシステムが市の図書館にあるが、学校図書館でもそういうシステムをぜひとも早く導入していただきたいと思う。

図書館運営室長：図書館のシステムについては、学校図書館と連携したシステムの導入を考えています。読書手帳につきましては、図書館で読む本だけではなく、家庭や学校でも読まれる本については、読書手帳に手書きすることができるような、家庭と学校とが連携した形のものを作りたいと思っています。

すこやか教育推進課長：中央図書館の構想が検討されていますが、学校図書館との連携も視野に入れて、現在システムの検討をしています。

## 6. その他

(1) 教育指導課と幼児課から、教職員の勤務状況について説明があった。

西橋委員：心の病や精神疾患で休職したり、専門医にかかったりされている先生方に対して、学校長や教育委員会はどのようなケアをしていくかは、大きな問題だと思う。

板山理事：病院で心の病と診断されても、その理由については推測の域を出ないことが多く、本人でもはっきりわかっていないという例もあったように思います。学校や市教委、県教委の対応としましては、例えば病気特休の場合であれば、医療機関1か所の診断書を添付し、書類を整えて申請します。病状が回復せず休職される場合は、公的機関を含む2か所以上の医療機関の診断書を揃える必要がありますが、何らかの形で本人の様子をきちんと把握し、可能な場合は直接会って話をさせていただく、家族の方にも定期的に学校に来ていただくということを最低限行う必要があります。ある医師から、復帰しやすい状態を用意してあげるというのが、非常に大事な治療の一環だということも教わりました。人事異動について、本人の状況や希望等に十分配慮しながら行っています。

七里委員：心の病には食生活が関わっているのではないかという論文もある。はっきりしたことは分かっていないので、医師の見解が違うのは仕方のないところもある。だから、学校現場での対応としては、現在のやり方でよいと思う。医師の意見の違いは仕方がないことで、100%これでよいということはなく、単純なことでも、科学的な証拠は徐々に解明されているところだ。厚労省がこの4月にコレステロールについての考え方を修正したように、教育業界で言えば、文科省がどのような見解を出すかということに関わってくると思う。

(2) 教育センターから、マイスター教員について説明があった。

(3) すこやか教育推進課から、旧長浜学校給食センター跡地及び水泳記録会について説明があった。

(4) 生涯学習課から、神照公民館について説明があった。

(5) 教育総務課から、第1回長浜市教育振興基本計画策定委員会について説明があった。

(6) 教育部長から、長浜市の将来人口について説明があった。

## 7. 閉会

教育長から、本日の委員会が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。